

東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会設置要綱

6北地産第1805号  
令和6年7月24日区長決裁

(目的)

第1条 新たな東京都北区産業活性化ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に伴い、東京都北区（以下「区」という。）の産業を取り巻く社会経済状況の変化及び新たな課題への対応を見据えた検討を行うため、東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東京都北区長（以下「区長」という。）の諮問に応じ、ビジョンの策定に関し必要な事項を検討し、区長に答申すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業関係団体構成員
- (3) 区内事業者
- (4) 産業関係機関
- (5) 公募による区民
- (6) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命した日から第2条各号に掲げる全ての事項について検討を終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条各号に掲げる全ての事項について検討を終了した日限り、その効力を失う。

付 則 (令和6年11月22日区長決裁6北地産第2646号)

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。